

○**単身赴任者等**の助成金交付申請時の提出書類

<トイレ本体、改修工事ともに松山市内の事業者に依頼することが要件>

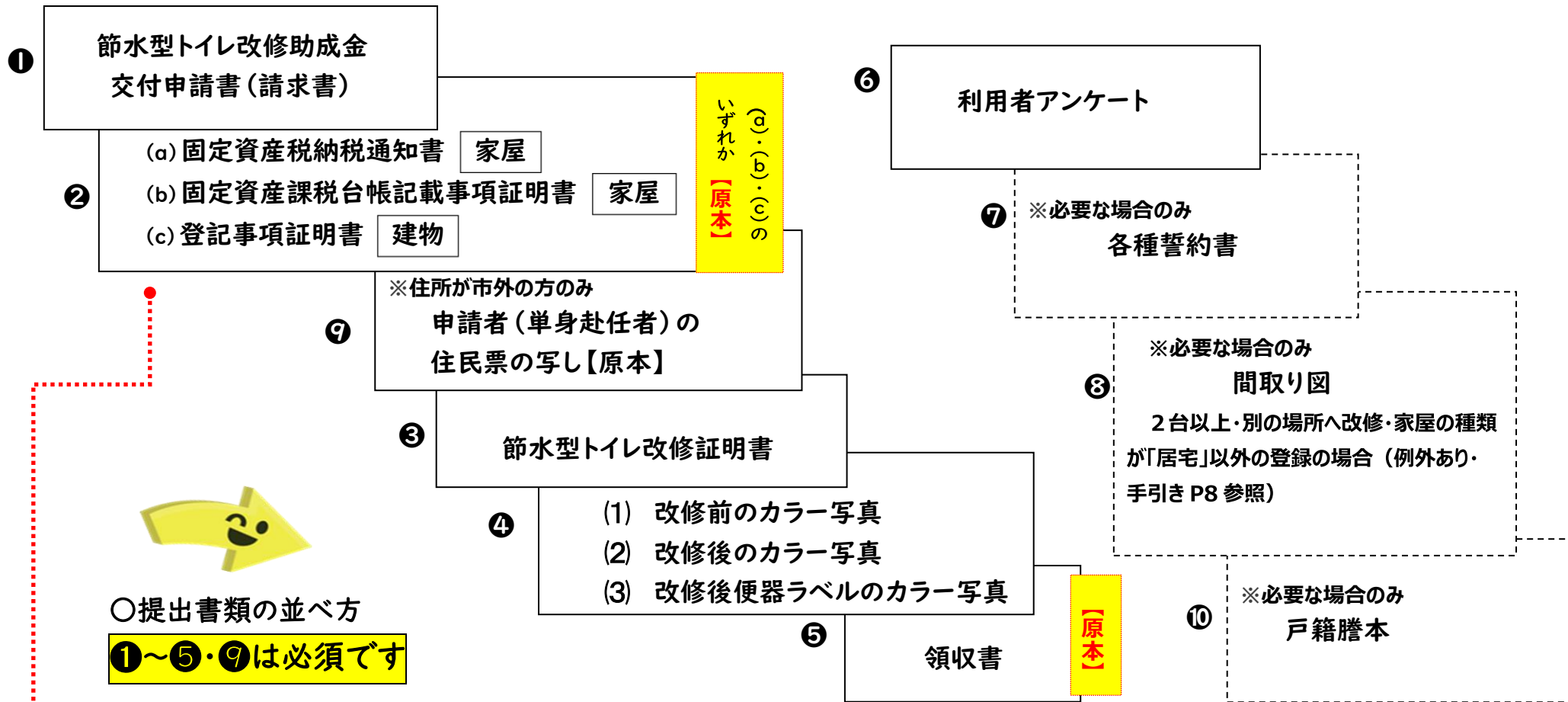
※住宅の所有者が単身赴任等の場合で、節水型トイレを行う住宅に配偶者が居住している場合の申請方法

申請時の提出書類	注意事項													
<p><b>①助成金交付申請書(請求書)</b> (様式第1号)</p> <p><b>※氏名と助成金額の訂正は不可。</b> ※電話番号は、平日の日中に連絡がとれる携帯などの番号を記載してください。</p>	<p>●<b>申請者欄は、単身赴任先の住所と単身赴任者氏名を記入。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・節水型トイレ改修住宅の場所(地番)は、下記②の書類で確認した家屋の「所在地」です。(住所と同じ場合と異なる場合があります。)</li> <li>・2台改修する場合は、改修後の洗浄水量を2段書きなどで記入してください。また、改修前の洗浄水量(大)は事業者の方にご確認いただき、改修前後で1L以上(2台の場合は合計2L以上)減少している場合は該当欄に☑。</li> </ul> <p><b>【助成金額】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>台数</th> <th>洗浄水量(大)</th> <th>助成金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1台改修の場合</td> <td>4L超え~6.5L以下 …(A)</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>4L以下 …(B)</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2台(以上)改修の場合</td> <td>(A)のトイレのみ</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>(B)のトイレを含む</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table>	台数	洗浄水量(大)	助成金額	1台改修の場合	4L超え~6.5L以下 …(A)	10,000円	4L以下 …(B)	20,000円	2台(以上)改修の場合	(A)のトイレのみ	20,000円	(B)のトイレを含む	30,000円
台数	洗浄水量(大)	助成金額												
1台改修の場合	4L超え~6.5L以下 …(A)	10,000円												
	4L以下 …(B)	20,000円												
2台(以上)改修の場合	(A)のトイレのみ	20,000円												
	(B)のトイレを含む	30,000円												
<p><b>⑨申請者(単身赴任者)の住民票写し【原本】</b></p> <p>※住所が市外の方のみ</p>	<p>●<b>申請者(単身赴任者)の住民票写し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※3カ月以内に発行されたもの(コピー不可)</li> <li>※<b>本籍・筆頭者・続柄・転入前の住所(トイレを改修した住宅の住所が記載されているもの)が必要</b>です。</li> <li>※マイナンバーの表示は不要</li> <li>※住民記録情報で配偶者の申請者との続柄が確認できない場合は、追加で戸籍謄本の提出が必要になります。⇒<b>⑩戸籍謄本(住民記録情報で配偶者の申請者との続柄が確認できない場合)へ</b></li> </ul>													
<p><b>②申請者が住宅の所有者であることを確認できる書類</b> (a)・(b)・(c)のいずれか【原本】</p>	<p>●<b>申請者(単身赴任者)名義の</b></p> <p>(a) <b>令和5年度固定資産税納税通知書</b> ※確認後、コピーをとってお返します。 ※<b>家屋分</b>の書類が必要です。</p> <p>(b) <b>令和5年度固定資産課税台帳記載事項証明書</b> ※<b>家屋分</b></p> <p>(c) <b>登記事項証明書</b> ※法務局発行(令和5年1月1日以降に取得したもの) ※<b>建物分</b>の書類が必要です。</p> <p>相続登記の手続きが完了していない場合など、上記書類で申請者が住宅の所有者であることを確認できない場合は、追加書類が必要となりますので、事前にご相談ください。また、(c)の所有者住所と住民記録情報の住所が一致しない場合は、別途書類が必要です。</p>													
<p><b>③節水型トイレ改修証明書</b> (様式第2号)</p>	<p>●<b>改修発注者は、申請者氏名(単身赴任者)を記入してもらってください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松山市内の事業者(契約業者)の方が証明してください。</li> </ul>													
<p><b>④写真</b> ※全てカラー写真</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付の工事写真台紙に、設置状況が分かる①改修前・②改修後のトイレ、③改修後便器ラベルの写真(便器のメーカー名・製品番号・製造番号を1枚で鮮明に写す)を各1枚の計3枚を貼って申請者氏名を記入し提出してください。</li> <li>※カラーで工事写真台紙と同じようにA4プリントアウトしたもので可</li> </ul>													

**裏面がありますのでご注意ください。**

<p><b>⑤領収書【原本】</b></p>	<p>●<b>申請者（単身赴任者）宛ての領収書です。</b>          ・ただし書きとして、(○台分)トイレ本体〇〇〇〇円(税込)・改修工事費ほか〇〇〇〇円(税込)を記入するよう事業者<sup>に</sup>依頼してください。          ※2台以上改修する場合は、トイレ本体価格の前に必ず(○台分)を記入。          ※原本を確認後、コピーをとってお返します。</p>
<p><b>⑥アンケート</b></p>	<p>・今後の節水型トイレ改修助成制度事業の参考にさせていただくものです。</p>
<p><b>⑦各種誓約書等</b>（必要な場合）          (ア-1)住宅の共有・相続に関する誓約書</p>	<p>・トイレ改修工事を行う住宅が共有名義である          ・法務局での相続登記の手続きが完了しておらず、申請者が相続人          ※②(a)(b)の宛名で申請者の氏名が確認できる場合はこの誓約書のみ</p>
<p>(ア-2)相続人確認書類 (i)か(ii)          ※(ア-1)も併せてご提出ください。</p>	<p>・②(a)(b)の宛名で申請者の氏名が確認できない(故人の氏名のみ)場合は、          (i)「相続人代表者兼死亡者名義の固定資産現所有者指定届書」受付印入コピー(資産税課発行)、(ii)「戸籍謄本(死亡・関係確認可)」などが必要な場合があります。</p>
<p>(イ)既存トイレの設置に関する誓約書</p>	<p>・改修前のトイレ設置写真が提出できない場合</p>
<p><b>⑧間取り図</b>          (d)～(f)の場合のみ</p>	<p>(d) 2台以上改修する場合…それぞれの箇所を明記。          (e) 既存の場所から別の場所に改修する場合…各箇所を明記。          (f) 家屋の種類が「居宅」以外の登録の場合…一部、例外や追記があるため、詳細は申請の手引き P8 をご確認ください。</p>
<p><b>⑩戸籍謄本</b>(本籍地で取得)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>住民記録情報で配偶者の「申請者との続柄」が確認できない場合</p> </div>	<p>・申請者(単身赴任者)が現住所に転入する以前にも、松山市以外の市町村に居住していた場合などで、松山市が持つ住民記録情報では状況の確認ができない時は、戸籍謄本の提出が必要です。          ※配偶者の住民記録情報を確認する際に「申請者との続柄」が確認できる場合は提出不要</p> <p>※提出不要の例 (下の①～③をいずれも満たすこと。)</p> <p>① 今回、節水型トイレの改修を行った住宅に申請者の配偶者が居住していることが、住民記録情報で確認できる。          ② 単身赴任者の住民票の写し(現住所地で取得)に、転入前の住所として今回、節水型トイレの改修を行った住宅の住所が記載されている。          ③ 申請者と配偶者の本籍が松山市内である。</p>

**3枚目がありますのでご注意ください。**



○提出書類の並べ方

**①~⑤・⑨は必須です**

\*注意事項

- ・申請書等への印鑑は不要です。※押印があっても差し支えありません。
- ・消すことができるペンの記入や、修正の際の修正ペン・修正テープの使用は不可です。

証明書の発行場所・手数料

各種証明書	発行場所	手数料 (1通)
② (b) 固定資産課税台帳記載事項証明書	納税課 (本庁2階)・市民課 (本庁1階)・支所・出口出張所・ 市民サービスセンター	300円

- ・② (c) 登記事項証明書は、法務局で発行しています。
- ・② (b) 固定資産課税台帳記載事項証明書、② (c) 登記事項証明書の原本還付を希望される場合は、申請時にお申し出ください。